

第1回三重県歯と口腔の健康づくり推進条例検討会 概要版

日時：H23.9.22(水)16:38-16:50

場所：議事堂2F201委員会室

出席者：三重県歯と口腔の健康づくり推進条例検討会委員（9名）

事務局 神戸次長、野口企画法務課長、山本政策法務監、辻上副課長

資料：第1回三重県歯と口腔の健康づくり推進条例検討会 事項書

- | | |
|-----|----------------------------|
| 資料1 | 三重県歯と口腔の健康づくり推進条例検討会 委員名簿 |
| 資料2 | 三重県歯と口腔の健康づくり推進条例検討会 運営要綱 |
| 資料3 | 政策担当議員からの報告（条例検討会基本フレーム） |
| 資料4 | 三重県歯と口腔の健康づくり推進条例検討会の展開（案） |
| 資料5 | 歯科口腔保健の推進に関する法律の概要 |
| 資料6 | 歯科口腔保健の推進に関する法律 |

<検討会 議事概要>

事務局：それでは、第1回三重県歯と口腔の健康づくり推進条例検討会を開催する。

なお、当検討会の座長、副座長を決めていただくまで、事務局が進行役を務めるのでご了承ください。

開会に先立ち、議長から条例検討会発足に際して、ご挨拶をいただきます。

議長：本日は、ご多忙にも関わらず、お集まりいただき、感謝申し上げます。9月14日の本会議において、三重県における歯と口腔の健康づくりに関し調査・検討を行うために、議会基本条例第14条第1項の規定に基づく検討会が設置されることになった。本日は、その第1回の会合であり、検討会のメンバーについては、各会派から9名の委員の方々をご選出いただき、本日、お集まりの委員で発足するわけである。

健康で充実した生活を送ることは県民一人ひとりの願いであり、県民一人ひとりが健康で充実した生活を送ることで社会全体の活力の維持や向上につながる。

歯の健康は県民が健康で質の高い生活を営む上で基礎的であり、重要な役割を担っていると認識している。

どうか、委員におかれては、県民の視点に立って、ご熱心に調査・検討を進めていただき、条例の立案に向けてご尽力いただくよう、心からお願い申し上げます。私からのご挨拶とさせていただきます。

事務局：第1回目であり、正副座長が選出されていないため、臨時座長により

座長選出までの間、検討会の進行をお願いしたい。

臨時座長には、当選回数・年齢順から、青木委員をお願いする。

委員：それでは、座長の選出をお諮りする。三重県歯と口腔の健康づくり推進条例検討会運営要綱第5条第2項において、「座長及び副座長は、委員の互選により選出する」こととなっている。まず、座長の選出について、ご意見・ご推薦など、お願いしたい。

委員：ぜひ臨時座長の青木委員、そのまま継続して座長をお願いしたい。

委員：ただ今、私に座長のご推薦があったが、よろしいか。

(「異議なし」の声あり)

委員：異議なし、ということであるので、私が本検討会の座長に就任させていただくことを決定する。

委員：次に、副座長の選出については、いかがか。

委員：座長からご指名いただいてはどうか。

(「異議なし」の声あり)

委員：それでは、私の方から推薦させていただくということでよいか。

(「異議なし」の声あり)

委員：それでは、杉本委員に副座長をお願いしてもよいか。

(「異議なし」の声あり)

委員：異議なし、とのご意見をいただいたので、副座長には杉本委員に就任させていただくことを決定する。よろしく願います。

それでは、本検討会を進めるに当たり、最初に、私から簡単に挨拶させてもらいたい。

代表者会議や政策担当者会議における話をいろいろ聞かせていただいていた。また、先程、議長からも「歯の健康は県民にとって重要な役割を担っている」とご挨拶があった。聞くところによると、8月2日に国の法律もできたということだが、三重県らしい条例になるよう、しっかりと各委員のご意見をいただきたいと思っている。幸い、このメンバーは健康福祉病院常任委員会の今井委員長や中嶋副委員長を始め、そうそうたるメンバーがそろっているので、今年度を目途に、十二分に議論を尽くして、いい条例を作っていきたいと思うので、ご協力・ご指導いただくことを願います。

次に、杉本副座長の方からも、一言お願いしたい。

委員：議提条例に関わらせていただくのは初めてであるが、どうぞよろしく願います。

委員：次に、今後の条例検討会の進め方についてお諮りする。

検討会が立ち上がる際には、各会派の政策担当者から基本的なフレーム

が示され、先般の代表者会議で資料3のとおり了承された。このことを受けて、基本的に資料4に記載のスケジュールにより検討会を進めたいと考えるが、いかがか。

委員：基本的にこれでよいが、議提議案は時間がかかるところがあり、また、特に議提議案の良さというのは、現場に携わってらっしゃる方々や行政との十分な意見交換を通じて、そこから三重県らしさを出していくということを考えると、場合によっては、3月の成案・成立というのは、難しくなるかもしれない。若干遅れてもしっかりとした議論を行っていき、委員の共通意識が持てればよいということが1点である。

次に、検討会の運営要綱の規定によると「検討会の議事は出席議員の過半数で決し」となっているが、各会派からそれぞれ委員が選出されているので、基本的には全員一致という原則で進めていただければと考える。

委員：他の委員の皆さん、いかがか。他の意見でも結構である。今、委員の方から2つの点についてご指摘があった。

資料3に4番の目標として「平成23年度内を目途に条例制定」と書いてあるため、資料4のスケジュール案を示したところである。検討の中身が大事であるので、それに最終的にはこだわらずにしっかり作っていきたいと思っている。

また、後の委員の意見も尊重していきたいと思うが、よろしいか。

(「異議なし」の声あり)

委員：それでは、そのように進めたいと思う。

なお、特別な対応が必要となったら、その都度ご協議申し上げるのでよろしく願います。

次に、第2回検討会の開催については、「本県の現状と課題」と「関係者の現状認識」を整理するため、資料4に基づき県執行部と三重県歯科医師会からご報告を求めたいと思うが、いかがか。

(「異議なし」の声あり)

委員：それでは、そのようにする。

次回の開催については、10月において議会の他の行事に影響のない日を拾って、先方の都合もあるため、日程調整をさせていただき、各委員に確認し、正副座長で検討して決めさせていただくことでよいか。

(「異議なし」の声あり)

委員：先方の都合でいうと木曜日がいいのかと思う。先程、委員が言われたようになるべく中身の濃い検討を行う。そして、年度内を目途にという目標もあり、なるべく早い時期での立案を目指すことでやっていただければと思う。そこは正副座長にお任せしたい。

委員：今井委員が言われたことも踏まえて、第一希望の順番から日程を確認していきたい。

なお、歯科・口腔衛生については、先程もふれたが、平成23年8月2日に国において「歯科口腔保健の推進に関する法律」が制定されている。

法律の概要とともにお配りしているので、今後のご参考としていただきたい。資料6にもあるので、また詳しく見ておいていただきたいと思う。

それでは、本日の課題は以上である。何か、他に委員の方々からご意見等があれば、ご発言をお願いします。

(発言する者なし)

委員：ないようなので、これで本日の会議は終了する。

以上